

## 事業名

(仮称) ちがさき海岸ハマヒルガオ公園

## 事業の趣旨

この事業は漁港地域を含む茅ヶ崎海岸全体および国道 134 号線沿い北側もふくむ、「茅ヶ崎海岸はどうあるべきか」との考え方の中に位置付けられる。

茅ヶ崎海岸は 6 キロに及ぶ市の海岸線の極めて重要な場所であり、藤沢市の海岸線とともに湘南海岸の象徴的、中心的な場所である。藤沢市の海岸が人工構造物による開発によって自然景観が破壊されてしまった現在、10 年後、20 年後のみならず次世代のために富士山眺望に象徴される自然の景観を維持してゆく茅ヶ崎市に課せられた役割は大変重い。

同時に、海岸侵蝕の深刻化の一因として海岸線の人工構造物が指摘されているなか、ヘッドランドとともに平島までのコンクリートで作られた漁港のあり方については、漁業（主に観光漁業と認識している）を生業としているかたがたとの理解の共有のもとに再検討が必要と考える。

茅ヶ崎海岸は市民の憩いの場であるばかりでなく、全国から訪れる観光の場でもある。そのためには、白砂青松という言葉があるように、国道 134 号線の南側は「湘南海岸自生の海浜植物による公園」と「砂浜」の再生が必要と考える。南側は訪れる人々に必要なライフラインの施設（トイレ、救難用具、ランドィーズ、年齢・障害のあるなしを問わず利用できる）や気安く休憩できる施設を設置するだけとし、その他の利便性については国道北側に、高さ、形、色彩等を吟味した上で用意する（レストランや駐車場はもちろん）。

自生海浜植物公園の存在価値は、植物利用の飛砂防止、市民の学習の場にもなり、ひいては観光資源として捉えることにより茅ヶ崎市の経済効果が期待出来る。

## 事業の概要

コウボウムギを主体にし、ハマヒルガオ、ハマボウフウ、ハマニガナ、ケカモノハシ、ビロードテンツキ、コマツヨイグサ、コウボウシバ、ハマソスゲ、オニシバ、ギョウギシ

バ、ツルナ、ハマダイコン、ハマゴウ、ハマエンドウ、ハイメドハギ等の草本、ハマゴウ、テリハノイバラ、マルバアキグミ等木本による群落の形成（汀線からの植生の順序はあるが）。生物多様性保護・遺伝子かく乱を避ける国際的潮流を尊重し、人から隔離する必要と自然観察、観光目的でボードウォークの設置、植物名等を記載した立て札をボードウォーク脇に設置、国道南沿いに上記の施設を設け、海岸動植物の保護観察・学習、啓発事業を行う。保護・観察・育成研究のため大学を含む専門家とのネットワーク、総合学習に関しては市内の教育機関、漁業者・サーファーほか海を利用するグループやライフセービングの市民団体、障害者の効果的利用及び休憩施設は障害者の就労の場とし、施設の性格役割上防犯も含め、年間通してほぼ開いておくため運営は行政と市民団体で協働することが望ましい。

付記

茅ヶ崎海岸を観光資源と捉えるとき、経済的効果狙うのはこの地域のみで考えるのではなく、茅ヶ崎駅周辺から海岸に至る南側全体で捉えるべきだと考える。

また、現在の漁港は主に観光漁業と考えられ、人工構造物としての漁港は相模川河口内側に移設することが望ましく、移設場所は海洋レジャー基地と使用できるものであって欲しいし、漁民の生活を配慮する点からは経過措置として棧橋に改造する事、遊漁船の船底構造が砂浜へ引揚げ可能な構造を研究することが願わしい。

生物多様性条約批准国として国交省、農水省等国は、国民の生命、財産に対する国防・防護の考え方に、「公衆の・・・適正な利用」と環境への配慮を加え平成11年「海岸法」一部改正が行なわれた。

かつてワスレガイなどがたくさん生息し、ウミガメの産卵場所でもあり、砂浜の侵食、ハマボスが絶滅してしまったことを思い返すとき、相模川からの砂の供給問題を含め総合的、長期的視点に立った構想の構築が不可欠と考える。

2006年4月1日

非特定営利法人 ゆい

荒井三七雄